

介護予防支援等重要事項説明書

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：０３－３３２５－２３５２（月～土曜日 午前 ８時３０分～午後 ５時００分）

担当：宮本 史子

2. あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)の概要

(1) あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)のサービス提供地域等

事業所名	松沢あんしんすこやかセンター
所在地	東京都世田谷区赤堤５－３１－５ 松沢まちづくりセンター内
電話・FAX	TEL ０３－３３２５－２３５２ FAX ０３－５３００－００３１
指定介護予防支援事業者番号	１３０１２０００６７
通常のサービスを提供する地域	赤堤１丁目～５丁目・桜上水１丁目～５丁目

(2) 同事業所の職員体制（兼務有）

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	１名	０名	管理	１名
主任介護支援専門員	１名	０名	介護予防支援	１名
保健師又は看護師	２名	０名	介護予防支援	２名
社会福祉士	２名	１名	介護予防支援	３名
介護支援専門員	２名	０名	介護予防支援	２名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前８時３０分～午後５時

※祝日及び１２月２９日～１月３日は休業

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者登録を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接、当事業者に支払われない場合、１ヶ月につき、以下の金額をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に出しますと全額払戻しを受けられます。

なお、上記所定の金額が、介護報酬の関連法令・通知の改正等により、変更された場合には、改訂後の金額をいただきます。

- ・介護予防支援費 5,038 円
- ・介護予防ケアマネジメント費 5,038 円

なお、利用者の状況により、以下の加算が算定される場合があります。

- ・初回加算 3,420 円
- ・委託連携加算 3,420 円

(2) 交通費(介護予防支援のみ)

前記２の（１）の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

4. サービス計画の作成等の委託について

当事業者は、介護予防サービス計画等の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名等をお知らせします。

5. 介護予防支援等の利用方法

(1) 介護予防支援等利用の開始

まずは、あんしんすこやかセンターにご相談ください。あんしんすこやかセンターか委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

(2) 介護予防支援等の終了

①ご利用者の都合で介護予防支援等を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援等を終了いたします。

- ・ご利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- ・介護予防支援等を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護と認定された場合(事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき)
- ・基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ・ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・病院又は診療所に入院する場合は、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えてください。
- ・ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

6. 介護予防支援等の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 申込受付・契約締結

契約書・重要事項説明書等を説明し、同意を得たうえで、契約締結します。

(2) アセスメント

ご利用者の状況把握・課題分析をします。ご利用者の状況を踏まえ目標や具体的な支援策を提案します。

(3) 介護予防サービス計画等原案の作成

アセスメントの結果を基に介護予防サービス計画等原案を作成します。

(4) サービス担当者会議

原案をもとに、ご利用者及びその家族、サービスにかかわる担当者などでサービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画等を全員で共有します。

(5) 介護予防サービス計画等の交付

ご利用者及びその家族に介護予防サービス計画等の内容や指定介護予防サービス等の利用料について説明し、利用者から同意をいただきます。

同意後、利用者に介護予防サービス計画書等を交付します。

(6) サービス提供

介護予防サービス計画書等に基づき適切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

(7) モニタリング

ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との継続的な連絡による月に1回のモニタリングと3ヶ月に1回は、利用者宅に訪問、面接することにより、サービスの実施状況の把握や経過記録を実施します。

(8) 評価

計画の達成状況や効果、目標達成状況を評価します。

(9) 計画の変更

ご利用者の状況に変化があった場合やご利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、関係者等が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合には、ご利用者との合意の上、介護予防サービス計画等の変更を行います。

(10) 主治医等との連携

担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医等に提供します。

(11) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者は、介護予防サービス支援計画等の作成にあたって、担当者に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること及び介護予防サービス計画等原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

7. 当事業者の特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の意思及び人格を尊重し、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう公正中立に介護予防支援等を行います。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

二次アセスメントシートを使用し、ご利用者が自立した生活を営む上で解決しなければならない課題の把握と分析を行います。生活機能の維持・改善を目指し、ご利用者・ご家族と相談しながら、ご利用者ができることを最大限に引き出すことを基本とし、目標や具体策に基づき、介護予防サービス計画等を作成します。委託した場合においても実施状況及び介護予防サービス計画等の確認等を行い、継続的・包括的に必要な支援が受けられるようにします。

8. 秘密の保持

事業者、担当職員及びその他の従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。

事業者はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。ただし提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

9. 事故発生時の対応

(1) 事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

当事業所、当法人、その他、区や東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に設置された苦情相談窓口にご相談ください。

11. 当事業者の概要

令和 年 月 日

当事業所は介護予防支援等の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

担当者 印

私は、本書面により、事業所から介護予防支援等についての重要事項説明を受け、同意し本書面を受領しました。

＜ご利用者との関係＞

1 担当職員

担当職員

連絡先：03-3325-2352

- ・介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費は、以下のとおりです。ただし、介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費が法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担分はございません。
- ・介護保険適用が適用される場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合、一旦当事業者が利用者より1か月あたりの法定料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、利用者がこのサービス提供証明書を世田谷区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しをうけることができます。
- ・料金についてご不明な点がございましたら、担当職員までご連絡下さい。

(1) 1ヶ月あたり5,038円

(2) 加算

- | | |
|----------|--------|
| ① 初回加算 | 3,420円 |
| ② 委託連携加算 | 3,420円 |

介護予防支援等に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

電話： 03-3325-2352

受付時間： 午前 8 : 3 0 ～ 午後 5 : 0 0

事業者 東京都世田谷区赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター内
社会福祉法人 ふきのとうの会
松沢あんしんすこやかセンター（指定介護予防支援事業者事業者番号 1301200067）

管理者 宮 本 史 子 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 利用者氏名 印

代理人氏名 _____ 印 _____